

福島海区漁業調整委員会の委員候補者の評価要領

(趣旨)

第1 この要領は、福島海区漁業調整委員会の委員に関する評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、漁業者、漁業者が組織する団体その他の関係者から推薦又は応募のあった福島海区漁業調整委員会（以下「福島海区」という。）の委員候補者（以下「委員候補者」という。）を評価することについて、その過程の公平性及び透明性を確保するため、福島海区の委員の選任等に関する要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(評価基準)

第2 委員候補者の評価に当たっては、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 漁業に関する識見を有し、福島海区の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者であること。
- (2) 漁業者委員又は漁業従事者委員は9人とする。
- (3) 学識経験委員は4人とする。
- (4) 中立委員は2人とする。
- (5) 年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮すること。
- (6) 漁業者委員又は漁業従事者委員にあつては、営み又は従事する漁業の種類、操業区域、住所又は事業場を有する地区に著しい偏りが生じないように配慮すること。

(評価手順等)

第3 委員候補者の評価は、漁業者委員又は漁業従事者委員、学識経験委員及び中立委員の区分ごとに、次の各号に掲げる手順に基づき行うものとする。

- (1) 漁業法（昭和24年法律第267号）第138条第4項及び要綱に規定する資格を満たすことを確認した委員候補者について、評価委員会で評価を行うものとする。
- (2) 評価委員会は、推薦又は応募の際に提出のあった書類に記載された事項（別表）について、評価を行うものとする。
- (3) 評価委員会は、委員候補者ごとに評価点数を付し、漁業者委員又は漁業従事者委員、学識経験委員及び中立委員の区分ごとに評価点数が上位の者から順位付けを行う。
- (4) 委員候補者の評価点数が同じ場合には、第2の(5)及び(6)並びに推薦の有無等を考慮して評価を行い、順位付けを行う。
- (5) 前号の規定によっても順位付けができない場合については、評価委員会の委員長が指名する2人以上の評価委員会委員が面接を行い、順位付けを行う。
- (6) 前3号の規定による順位付けの結果にかかわらず、委員候補者が福島海区の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができないと考えられるときその他当該順位付けの結果によりがたいときは、評価委員会は推薦又は応募の

際に提出のあった書類に記載された事項、委員候補者に対する面接等の結果を踏まえて、次条の規定による選定の対象外とすることができる。

(委員の任命候補者の選定)

第4 評価委員会は、漁業者委員又は漁業従事者委員について、その住所又は事業場を有する地区に著しい偏りが生じないように配慮するため、前条による順位付けの上位の者から順に、福島海区の委員の任命候補者（以下「任命候補者」という。）として選定するものとする

2 評価委員会は、学識経験委員及び中立委員の区分ごとに前条の規定による順位付けの上位の者から順に第2の(3)及び(4)に規定する人数を福島海区の委員の任命候補者として選定するものとする。

(その他)

第5 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年11月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年11月7日から施行する。

別表（第3 関連）

委員区分	評価項目	評価基準
漁業者委員 又は 漁業従事者 委員	漁業に関する識見	県内漁業の現状等について豊富な知識を有しているか
		委員会の所掌事項について公益的な立場で判断することができるか
	漁業者の意見の反映規模	多数の関係者の意見を反映できるか
	水産業振興への取組状況	水産業振興に関する取組実績はあるか
	委員構成のバランス	被推薦者又は応募者の漁業種類
学識経験 委員	漁業経営又は資源管理に関する識見	漁業経営又は資源管理について豊富な知識を有しているか
		漁業経営又は資源管理に関する知識をもとに、委員会の所掌事項について公益的な立場で判断することができるか
	水産業振興への取組状況	水産業振興に関する取組実績はあるか
中立委員	委員会の所掌事項を遂行する上で有用な識見	漁業、漁業経営、資源管理以外の分野において、委員会の所掌事務を遂行するに当たり有用な知識を有しているか
		上記専門知識をもとに、委員会の所掌事務について公益的な立場で判断することができるか
	水産業振興への取組状況	水産業振興に関する取組実績はあるか
共通	委員会の所掌事項の適正な執行	海区漁業調整委員会に出席し、委員としての職責を果たすことができるか
		海区漁業調整委員会委員の経験はあるか
	推薦・応募の理由	推薦理由・応募理由は、委員会の所掌事項に鑑みて適切なものか
	若者及び女性の参画促進	被推薦者・応募者の年齢
被推薦者・応募者の性別		